

1. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

コーポレート・ガバナンスは、製薬会社として心身ともに健康な長寿社会に貢献・株主の利益を重視した経営を行うためにも重要な要件であると考え、取締役会制度及び監査役制度等の機能を十分に発揮させることにより、適正なコーポレート・ガバナンスが実施できる体制を構築しております。

取締役は経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、任期を1年としております。

取締役の業務執行に関しては、社外監査役を含めた監査役監査によって監督するとともに、取締役会においても監督する体制をとっております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
大正製薬ホールディングス株式会社	7,632,021	62.79
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	214,600	1.76
城戸顯子	127,232	1.04
大西章史	121,000	1.00
寺谷一憲	100,000	0.82
株式会社三菱東京UFJ銀行	94,655	0.77
久金属工業株式会社	85,900	0.70
宗教法人萬福寺	66,200	0.54
バイオフェルミン製薬株式会社従業員持株会	63,865	0.52
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	61,300	0.50

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	大正製薬ホールディングス株式会社(上場:東京)(コード)4581

補足説明

当社の親会社は、大正製薬ホールディングス株式会社であり、当社議決権の保有割合は63.97%(平成27年3月31日現在)であります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	医薬品
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との間に直接的な取引関係はありません。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

当社の親会社は、大正製薬ホールディングス株式会社であります。

親会社および親会社グループとの間の人的関係でございますが、平成27年6月24日開催の第129期定時株主総会において選任された当社代表取締役会長 堀田尚孝氏は現在、親会社である大正製薬ホールディングス株式会社の相談役および同社の子会社である大正製薬株式会社の取締役相談役を兼務しておりますので、当社取締役7名のうち1名(堀田尚孝氏)が、親会社と当社を兼務していることになります。

親会社との間に直接的な取引関係はございませんが、平成26年1月より当社国内製品の販売先を武田薬品工業株式会社から大正製薬株式会社に変更しており、親会社グループとの取引が当社売り上げの大半を占めることとなっております。

当該取引の実行を決定するにあたっては、東京証券取引所有価証券上場規程(第441条の2)に基づき、当時の親会社である大正製薬株式会社および大正製薬ホールディングス株式会社との間に利害関係を有しない独立した第三者から「本件取引の目的は適正なものであり、本件取引の取引条件の決定手続きは妥当であり、当社の株式価値向上に資する公正なものであるため、当社取締役会が本件取引の実行を決定することは、当社の少数株主にとって不利益なものではない」旨の意見書入手しております。

従って、親会社グループとの間の取引は、少数株主にとって不利益なものではなく、また、法令等に従い公正かつ適正に行っております。

以上のように、一定の人的関係はあるものの、上記のとおり取引条件等は公正なものであることから、当社の独立性は確保されているものと考えております。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	8 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数 更新	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
松本輝臣	他の会社の出身者										△	

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松本輝臣	○	平成15年6月に株式会社大広 代表取締役副社長を退任	当社の社外監査役でありましたが、その経験から、当社業務に精通していると考え、新たに社外取締役に選任するものであります。 <独立役員指定理由> 現在および過去において一般株主と利益相反が生じることのない社外取締役であるためであります。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人から会計監査計画や監査結果について報告を受けるなど、相互に情報交換を行い、監査の質を向上させるよう努めるとともに、互いに誤解が生じないよう平素から緊密な連携を保つことに努めております。

内部監査部門である監査室と連携を保ち、監査室の監査の結果を活用するとともに、必要に応じて監査室に監査を依頼することもできる体制をとっております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数 更新	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

--	--	--

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
大槻信之	税理士										△			
犬賀一志	他の会社の出身者													

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2)	更新
-----------	----

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大槻信之	○	平成18年8月に税理士業務を開始	税理士であるため、会計業務に精通しているとともに、社外の視点に立ち、当社取締役の職務遂行が適当であるかどうかを判断し、経営監視機能を働かせることができると考えるためであります。 ＜独立役員指定理由＞ 現在および過去において一般株主と利益相反が生じることのない社外監査役であるためであります。
犬賀一志	○	――	当社から全く独立の観点から社外監査役としての任務を遂行できると考えるためであります。 ＜独立役員指定理由＞ 現在および過去において一般株主と利益相反が生じることのない社外監査役であるためであります。

【独立役員関係】

独立役員の人数	更新	3 名
---------	----	-----

その他独立役員に関する事項

独立役員として指名した3名は一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役および社外監査役であるため、当社から全く独立の観点から任務を遂行できるものと考えております。

社外取締役 松本輝臣は、当社と取引関係のある株式会社大広の取締役であった経験があるものの、同社取締役を退任後に当社役員に就任しており、また、退任から10年以上が経過していることから、取引の規模・性質に照らしても株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断し、独立性に問題はないと考えております。

また、大槻信之は平成26年6月まで当社の顧問税理士をしておりましたが、その顧問料は月額5万円と当社売上高に対して僅少であり、多額の金銭その他の財産に該当するものではないため、当社の意思決定に影響を与える取引関係ではなく、また、現在は当社から顧問料などの社外監査役としての報酬以外の報酬は受領していません。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	更新	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----	----------------

該当項目に関する補足説明	更新
--------------	----

平成27年6月24日開催の定時株主総会において、ストックオプション制度の導入を承認可決されました。

ストックオプションの付与対象者	更新	社内取締役
-----------------	----	-------

該当項目に関する補足説明	更新
--------------	----

取締役に業績の向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高める誘因を与えることを目的に、当該取締役の報酬額とは別枠で、社内取締役に対して報酬等として株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を割り当てるものであります。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明	更新
--------------	----

当社では、社内・社外の区別はせず、取締役に對する報酬総額を開示しております。

取締役の報酬額は、平成元年8月の定時株主総会において月額1,000万円以内(ただし、使用人分給与は含まない)と決議されており、平成27年3月期における報酬総額は、取締役7名に対し186,873千円であります。

この金額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりませんが、平成26年6月25日開催の第128期定時株主総会決議に基づき当事業年度中に支払った役員賞与(取締役5名に対し65,000千円)、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額(取締役6名につき13,483千円)が含まれております。

--	--

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 [資料](#)

総務部が必要に応じて取締役および監査役の職務における事務を補佐しております。
社外取締役および社外監査役に対して、取締役会の資料について事前に配布し、担当部門において質疑応答を行っております。
また、社外監査役は他の監査役より監査役会において必要事項の報告を受ける体制となっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) [資料](#)

当社は、従来の監査役制度を継続しており、監査役会は常勤監査役1名、社外監査役2名から構成されております。
各監査役は、監査役会で決定された監査計画に基づき監査を行っており、取締役に出席するとともに定期的な業務監査等を実施することで積極的な情報収集に努め、取締役の職務執行を十分に監視できる体制となっております。

さらに内部監査部門である監査室も設置し、監査室長は社内の重要な会議に出席して情報収集を行うとともに随時必要な監査を実施し、監査役や会計監査人と連携を図っております。

会計監査につきましては、太陽有限責任監査法人と監査契約を締結し、継続して監査を受けております。

取締役会は、十分な議論のうえに迅速かつ柔軟に意思決定および経営判断ができるよう必要最少人数での構成を基本としており、現在は6名の社内取締役および1名の社外取締役で構成しております。
また、取締役の任期は1年となっております。
取締役会は毎月1回を原則として開催し、必要がある場合には臨時取締役会を開催します。業績の進捗についても議論するとともに方針を決定し、取締役の業務執行の監督を行っております。

その他、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス・プログラム規準を作成しております。コンプライアンス委員会は必要に応じて開催し、従業員にコンプライアンス情報として資料を配布するなど、社内における推進活動にも取り組んでおります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現在、社外監査役による監査を実施しており、経営監視の体制は十分に機能していると考えており、また、当社の事業運営においては柔軟かつ迅速に経営判断・意思決定を行うため、社内の業務に精通した社内取締役のみで構成することは適当であると考えられるため、社外取締役については現在のところ選任していません。

社外監査役は、取締役に出席するほか、他の監査役からの報告により情報を収集し、必要に応じて各部門の担当者より説明を受けるなど、経営監視の機能を担っております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	遠方の株主さまの利便性も考慮し、株主総会の議題について十分な検討ができますよう、招集通知の早期発送を実施しております。現在のところ法定期日の3営業日前の発送を基本としております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	財務情報、決算短信及びその他適時開示資料等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRに関しては総務部内に担当者を置き、問い合わせの窓口となっております。	
その他	事業年度に係る『報告書』および中間期に係る『株主の皆様へ(IR news)』を全株主さまへ配布しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	社内におけるコンプライアンス・プログラム規程において顧客や株主といったステークホルダーとの関係などについて規定しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、生命関連企業としての責任を自覚し、法令や社会規範の遵守、高い倫理観に基づく行動により、経営全般にわたり、時代に即応した改革を推進するために、会社法および会社法施行規則に基づき、当社の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の整備を行っており、その概要は以下の通りであります。

法令等や企業倫理を遵守した行動をとるための指針として、「コンプライアンス・プログラム規程」を定め、コンプライアンス委員会等を設置し、コンプライアンスの啓蒙、教育、推進を行うとともに、コンプライアンス違反についての調査や相談については「コンプライアンス・プログラム規程」により定めております。

取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」等の定めに従って、管理および保存を行っております。

災害、情報管理、品質、環境、法令違反その他経営の過程で生じるリスクに対応するため、「危機管理対策委員会規程」を定め、リスク管理を行っております。

毎月1回開催される定例取締役会において、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行うとともに、監査役による監査をもって経営管理体制の監督を行います。

親会社と親会社以外の株主の利益相反を未然に防ぐよう、親会社と十分な情報交換を行い、連携を図っております。

監査役は、会計監査人および内部監査部門である監査室と連携して、業務が適正に行われるよう努めており、会社に損害を生ずるおそれのある事実、法令等に違反または違反する恐れのある事実を発見したときは、その影響を調査するとともに、取締役に対してその事実を指摘し、適切な処置を講ずるよう助言または勧告する体制となっております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力に対する取り組みについては、社会的責任および企業防衛の観点から、毅然とした態度で臨み、不当要求は一切受け付けないことを基本方針とし、その整備状況は以下の通りであります。

役員・従業員は企業や市民社会の秩序または安全に脅威を与える反社会的勢力および団体からの不当要求は一切受け付けないことを「コンプライアンス・プログラム規程」に定め、社内に周知徹底を図っております。

また、総務部を対応部署として定め、警察当局や顧問弁護士等と連携を図りながら、必要に応じて関係部門との協議のうえ対応を行う体制をとるとともに、兵庫県企業防衛対策協議会に所属して他企業と情報の交換を行っております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

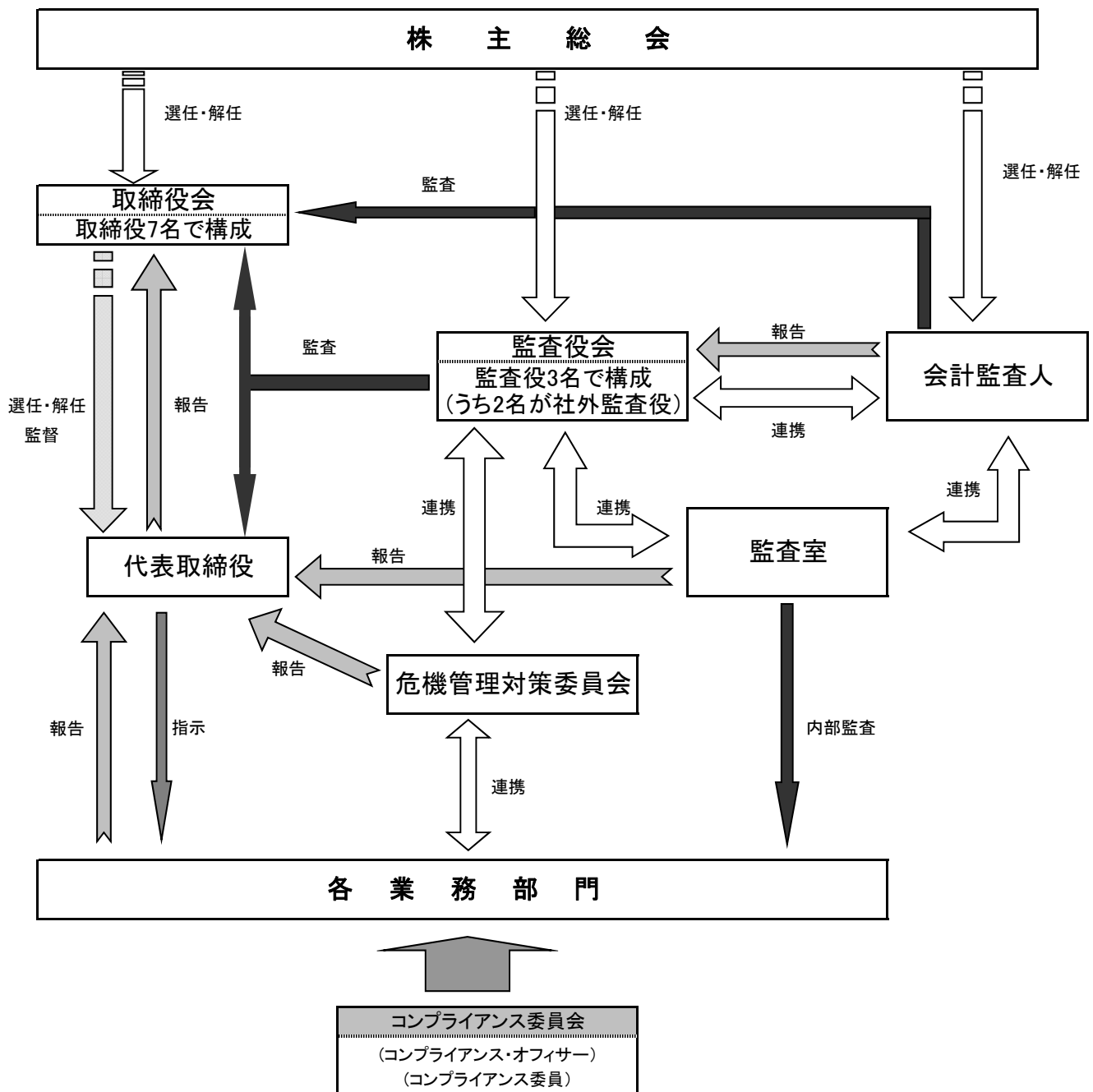
当社は、重要な決定事項、重要な発生事実、決算情報等の内部情報について、社内管理、証券取引所への対応、適時開示の管理責任者として内部者取引管理規程に基づいて情報取扱責任者をおいております。情報取扱責任者は取締役または取締役に準ずる役職の者で社長が任命しますが、現在は総務部長が情報取締役責任者となっています。

情報取扱責任者は、証券取引所の定める「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」等に基づき、各部署等から報告を受けた情報が法令で定める重要事項に該当するかどうかの判断を行い、インサイダー取引等が行われないように留意するとともに、代表取締役に報告し、取締役会の決議を経て、当該情報を遅滞なく公表します。

なお、決算情報(四半期財務情報、中間決算を含む)については、経理担当部門より代表取締役に提出され、取締役会の決議を経て情報取扱責任者が公表を行います。また、重要な発生事実のうち、リスク情報に係るものについては、必要に応じて危機管理対策委員会において情報の収集や決定を行うことがあります。

公表は株式会社東京証券取引所のTDnetシステムによるほか、各報道機関に資料投函することにより行います。

コーポレート・ガバナンス体制についての模式図



適時開示体制の模式図

